

駐車監視員活動ガイドライン

令和3年11月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線	重点時間帯
	路線 (区間)	
	名古屋環状線 (新瑞橋～港東通交差点)	7時～22時
	国道247号線 (新内田橋～道德橋)	7時～22時
重点路線	○ 重点路線	重点時間帯
	路線 (区間)	
	国道247号線 (道德橋～千鳥橋)	7時～22時

重点地域	◎ 最重点地域	重点時間帯
	地域 (町名)	
重点地域	内田橋周辺地区	7時～22時
	イオンモール	7時～22時
	新瑞橋周辺地域	7時～22時
	日本ガイシホール周辺地域	7時～22時
	歓楽街対策重点地区	7時～22時
	大磯通東西地区	7時～22時
	笠寺東部地区	7時～22時
	白水・大同町地区	7時～22時
	名南地区	7時～22時
	○ 自動二輪・原付重点地域	重点時間帯
	地域 (町名)	
	地下鉄桜本町駅周辺	7時～22時
	名鉄大江駅周辺	7時～22時

愛知県南警察署